

株券失効制度の創設等に伴う業務規程等の一部改正について（案）

1. 改正趣旨

本年 4 月 1 日に施行される「商法等の一部を改正する法律」（平成 14 年法律第 44 号）により株券失効制度及び端株・単元未満株式の買増制度が創設され、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号。以下「法」という。）においても、株券喪失登録がされた株券の預託に関する取扱いや保管振替機関を通じた単元未満株式の買増制度等に関する規定の整備が図られた。

また、実質株主名簿の円滑な作成のため権利確定日の約 1 か月前に前回の実質株主報告から変動のあった実質株主を報告する照合用実質株主データについて、参加者の事務負担が大きいことや関係者間における実質株主通知制度の定着化が図られたことから、当該データの会社への提出を廃止することとする。

当機構は、これらの制度の創設及び法の一部改正等を踏まえ、業務規程等につき、所要の整備を行うこととする。

2. 改正概要

(1) 株券喪失登録がされた株券の預託に関する取扱い

機構は、参加者から当該参加者が有する株券及びその顧客から預託を受けた株券の預託を受けようとする場合において、機構が定める書面に株券喪失登録がされていないことを確認した旨が記載されていないときは、当該株券について預託を受けないものとする。

(2) 保管振替機関を通じた単元未満株式の買増制度の創設

機構は、実質株主たる参加者が法第 34 条第 1 項第 2 号の規定による買増請求をする場合、又は実質株主たる顧客が参加者を經由して同号の規定による買増請求をする場合は、これを会社に取り次ぐものとする。

(3) 単元未満株式の買増請求の取次手数料の徴収及びその料率

機構は、参加者から買増請求を会社に取り次ぐ場合には、1 件につき 100 円の取次手数料を当該参加者から徴収するものとする。ただし、取り次いだ買増請求のうち会社が無効としたものについて、参加者がその旨を機構に申告した分は徴収しない。

(4) 照合用実質株主データの廃止

実質株主報告との事務が重複し、参加者の事務負担が大きい照合用実質株主データを廃止することとし、当該データの参加者から機構への提出及び機構から会社への提出を廃止することとする。

（備考）

業務規程第 36 条、
第 38 条業務規程第 4 章第 1
節第 3 款第 4 目（第
78 条、第 78 条の 2）手数料及びその料
率 2 .業務規程第 84 条、
第 107 条

(5) その他

上記のほか、法改正に伴う所要の整備及び用語の整理を行う。

業務規程第 13 条、
第 14 条、第 53 条、
第 62 条、第 81 条、
第 88 条、第 98 条、
第 100 条、第 102 条

3. 施行日

平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

実質株主通知制度の改善について

実質株主通知制度の改善に関しましては、昨年 10 月より既存業務小委員会においてご審議いただいておりますが、この度、本年 1 月 30 日開催の第 8 回既存業務小委員会におきまして、以下の事項が決定されましたのでご報告いたします。

1．権利確定日等から実質株主通知までの日程の短縮

(1) 改善内容

実質株主通知は、権利確定日等の翌日から起算して 8 営業日目に発行会社へ通知しているが、発行会社における実質株主確定の早期化を図るため、担保突合処理手順を見直し、権利確定日等の翌日から起算して 6 営業日目に発行会社へ通知することとする。

(2) 実施時期

平成 16 年 1 月以降に権利確定日等を迎えるものから、短縮後の処理日程により実質株主通知を行うこととする。

2．権利確定日等と臨時基準日の間隔の短縮

(1) 改善内容

現行の取扱いでは、決算期末等の権利確定日と臨時基準日が近接して設定される場合、日程通知と実質株主通知の処理日程から 2 つの基準日の間隔を中 15 営業日以上設けるよう要請している。

一方、近年、企業再編や定款変更の承認など急な決議事項の発生により、決算期末等の権利確定日に基準日を設定することができず、当該権利確定日に近接した日に臨時基準日を設定せざるを得ない事例が散見されており、発行会社の臨時基準日設定の機動性を増す必要性が高まっている。そのため、2 つの基準日の間隔を中 8 営業日以上（注）に短縮することとする。（ただし名義書換代理人の対応状況によっては、最低 8 営業日とする基準日間隔を伸長することがある。）

（注）先に到来する基準日が会社合併や株式分割など配分明細データを伴う場合、当該取扱いの対象外とする。

(2) 実施時期

平成 16 年 1 月以降に、臨時基準日を迎えるものから基準日間隔を短縮することとする。

3．規則改正時期

当該制度改善に係る規則改正については、今秋（予定）行うこととする。

以 上